教育・研究

ア初等・中等教育

			実施予定時	期		規制改革3か年計画(改定)		
事項名	措置内容	平成1	4年度	平成15年度	前倒し内容等	実	施予定時期	
		上半期	下半期	十八八十人		13年度	14年度	15年度
障害児の就	b 医学・科学技術の進歩を踏まえ、盲・	措置			(文部科学省)	一部措置	措置	
学決定	聾・養護学校に就学すべき基準について				「学校教育法施行令の一部を改正する政令」	済		
(文部科学	見直す。				(平成 14 年 4 月 24 日政令第 163 号) により、			
省)					国が定める盲・聾・養護学校への就学の基準に			
					ついて見直すとともに、市町村教育委員会が児			
					童生徒の障害の状態に照らして、小・中学校に			
					おいて適切な教育を受けることができる特別			
					の事情があると認める者については、小・中学			
					校に受け入れることができるようにした。(平			
					成14年9月1日施行)			
	c 個々の障害の状態に応じた高性能の	措置			(文部科学省)	一部措置	措置	
	補助具や補助手段の活用、施設・設備の				「学校教育法施行令の一部を改正する政令」	済		
	状況などにより学校生活に支障がなく、				(平成 14 年 4 月 24 日政令第 163 号) により、			
	就学先で受ける教育がその児童生徒に				国が定める盲・聾・養護学校への就学の基準に			
	適切であると判断される場合には、教育				ついて見直すとともに、市町村教育委員会が児			
	委員会の判断により普通学校への就学				童生徒の障害の状態に照らして、小・中学校に			
	を認めることができるようにする。				おいて適切な教育を受けることができる特別			
					の事情があると認める者については、小・中学			
					校に受け入れることができるようにした。(平			
					成 14 年 9 月 1 日施行)			

			実施予定時	期		規制改革3か年計画(改定)			
事項名	措置内容	平成1	14年度	平成15年度	前倒し内容等	実施予定時期			
		上半期	下半期	十八八十人		13年度	14年度	15年度	
22各学校にお	すべての小中学校において教育目標を	措置			(文部科学省)		措置		
ける自己点	作成することとなるよう促すとともに、そ				小学校設置基準及び中学校設置基準におい				
検評価制度	の実現を適切に進めているかどうかにつ				て、学校が自己点検・自己評価の実施とその結				
の推進	いて点検するような自己点検評価を制度				果の公表に努めることを規定(平成14年4月1				
(文部科学	化する。				日施行)するとともに、施行通知や都道府県教				
省)					育委員会等に対する説明会等で取組みを促し				
					た。				
23学校や教員	a 学校の概要(教員数、児童生徒数、校	措置			(文部科学省)		措置		
による情報	舎面積、教育目標、運営方針、教育計画				小学校設置基準、中学校設置基準等におい				
発信の推進	等) や自己点検評価の結果などととも				て、学校が、自己点検・自己評価の実施とその				
(文部科学	に、教員の教育方針等の情報発信を促進				結果の公表に努めること、保護者等に対して情				
省)	する。				報を積極的に提供することを規定(平成14年4				
					月1日施行)するとともに、施行通知や都道府				
					県教育委員会等に対する説明会等で取組みを				
					促した。				

			実施予定時	期		規制改革3	か年計画	(改定)
事項名	措置内容	平成1	14年度	平成15年度	前倒し内容等	実	施予定時期]
		上半期	下半期	十八13十支		13年度	14年度	15年度
26コミュニテ	a 新たなタイプの公立学校である「コミ	検討に		15年中に措	(文部科学省)			15年中
ィ・スクー	ュニティ・スクール (仮称)」の導入に	着手		置	平成14年4月、研究校を指定し、新しいタイ			に措置
ル導入のた	ついては、地域のニーズに機動的に対応				プの学校運営の在り方に関する実践研究を開			
めの法制度	し、一層特色ある教育活動を促し、また、				始。平成14年5月、研究校、教育委員会及び文			
整備に向け	伝統的な公立学校との共存状態を作り				部科学省による連絡協議会を開催。			
た実践研究	出すことにより、健全な緊張感のもと、							
の推進	それぞれの学校間における切磋琢磨を							
(文部科学	生み出し、結果的に学区全体の公立学校							
省)	の底上げにつながることが期待される							
	ものであることから、地域や保護者の代							
	表を含む「地域学校協議会(仮称)」の							
	設置、教職員人事や予算使途の決定、教							
	育課程、教材選定やクラス編制の決定な							
	ど学校の管理運営について、地域との連							
	携を進め、学校の裁量権を拡大するとと							
	もに教育成果等に対する厳格なアカウ							
	ンタビリティを併せ持ち、保護者、地域							
	の意向が反映され、独自性が確保される							
	ような法制度整備に向けた検討を行う。							

			実施予定時	期		規制改革3か年計画(改定)		
事項名	措置内容	平成1	14年度	平成15年度	前倒し内容等	実		
		上半期	下半期	173%10十1文		13年度	14年度	15年度
	b モデル校による実践研究を行うに当	措置			(文部科学省)		措置	
	たっては、校長公募制の導入、十分に広				都道府県等からの応募に基づき、実践研究の			
	い通学区域の設定、教員採用における校				研究テーマとして、校長公募、校長の意向を尊			
	長の人選の尊重、教育課程、教材選定、				重した教職員人事、柔軟なカリキュラム編成、			
	学級編制などにおける校長の意向の尊				教材選定や学級編制などにおける校長の意向			
	重等の要件を満たすよう努める。				尊重等を設定している研究校を指定。			

イ 高等教育

		3	[施予定時期			規模	3か年恒(改定)
事項名	措置内容	平成1	4年度	平成15	前倒し内容等		施冠期	
		上半期	下半期	年度		13年度	14年度	15年度
大学型の自主	a 大学の学部の収容定員の範囲内にお	審議会答		検討・結	(文部科学省)	検討	検討	検討
性・自律性の	ける学科の新設・改廃及び学科定員の変	申		論	平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大			(結論)
向上	更について、教育研究の質を確保しつつ				学の質の保証に係る新たなシステムの構築に			
(文部科学	大学の主体的な判断で機動的に行える				ついて」を得た。			
省)	よう、届出制の導入を含め、現在の認可							
	制を改める。 このことについては、 平成							
	13年度中に有識者等による専門的な調							
	査検討の結果を整理した上で平成15年							
	までに結論を得るものとされている国							
	立大学の独立法人化の検討と並行して							
	検討し、結論を得る。なお、これらにつ							
	いて検討する際には、情報公開や評価な	実施予定時	期の前倒し		(文部科学省)			
	どの事後チェックが全体として実務的				国立大学の法人化を待たず、平成15年度よ			
	に機能するよう方途についても併せて				り、大学・大学院、学部・学科の設置規制を柔			
	検討する。				軟化し、教育機関間の競争を活性化することと			
					した。			
					中間とりまとめ (第1章3.(3)2) a))			
					骨太2002 (P 6、第2部2.(1))			

		Ę	E施予定時期				3か年画(i)旋)
事項名	措置内容	平成1	4年度	平成15	前倒し内容等		施了证期	
		上半期	下半期	年度		13年度	14年度	15年度
大学・学部	大学・学部等の設置、定員の変更の認可に	審議会答	検討・結論		(文部科学省)		検討・結	
の設置規制	当たっては、文部科学大臣は学生教官比率、	申			平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大		論	
の準則主義	学生校舎面積比率など大学の質の確保のために最低限必要な客観的基準を明らかにす				学の質の保証に係る新たなシステムの構築に			
化	るとともに、現在、大学設置基準や大学設				ついて」を得た。			
(文部科学	置・学校法人審議会大学設置分科会長決定に							
省)	よる審査基準など、様々な形式によって重層							
	的に規定されている基準について、文部科学							
	省令等によりその一覧性を高めるよう整理する。							
	・・。 その際、それぞれの基準の必要性等を十分							
	に吟味し、例えば、施設設備や教員組織の基							
	準において不必要なものは廃止するなど、全							
	体として最低限必要な基準となるよう厳選							
	する。							
	また、大学設置・学校法人審議会における							
	審査事項や手続の在り方についても、上記の							
	基準の厳選に応じて、軽減、簡素化を図る。							
	さらに、学部の下部組織である学科につい							
	ては、届出のみで設置又は廃止を可能とする。							
	る。 なお、設置後において、基準が満たされな							
	くなった場合には、文部科学大臣による是正							
	措置等を講じるとともに、改善されない場合							
	には閉鎖を命ずることができるようにする。							

		j	E施予定時期			規2年3か年価(改定)		
事項名	措置内容	平成1	4年度	平成15	前倒し内容等	j	施了证期	
		上半期	下半期	年度		13年度	14年度	15年度
大学・学部	「平成12年度以降の大学設置に関する	審議会答	措置		(文部科学省)		措置	
の設置等に	審査の取扱方針」における「大学、学部の	申			平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大			
係る認可に	設置及び収容定員増については、抑制的に				学の質の保証に係る新たなシステムの構築に			
対する抑制	対応する」という方針を見直す。				ついて」を得た。			
方針の見直								
L L								
(文部科学								
省)								
大学の設置	校地面積基準や校地の一定比率自己所	審議会答	検討・結論		(文部科学省)		検討・結	
等における	有規制の緩和を速やかに検討する。	申			平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大		論	
校地面積基					学の質の保証に係る新たなシステムの構築に			
準、自己所					ついて」を得た。			
有比率規制								
の緩和								
(文部科学								
省)								
大学等の設	「平成12年度以降の大学設置に関する	審議会答	措置		(文部科学省)		措置	
置における	審査の取扱方針」における、工業(場)等	申			平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大			
制限区域の	制限区域及び準工業(場)等制限区域につ				学の質の保証に係る新たなシステムの構築に			
廃止	いての大学等の設置及び収容定員増に対				ついて」を得た。			
(文部科学	する抑制的取扱いを廃止する。							
省)								

		実施予定時期				規模	3か年画(i	淀)
事項名	措置内容	平成1	4年度	平成15	前倒し内容等		施了证期	
		上半期	下半期	年度		13年度	14年度	15年度
第三者によ	大学の教育研究水準の維持向上の観点か	審議会答	検討・結論		(文部科学省)		検討·結	
る継続的な	ら、設置認可を受けたすべての大学に一定期	申			平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大		論	
評価認証	間に一度、継続的な第三者による評価認証				学の質の保証に係る新たなシステムの構築に			ļ
(アクレデ	(アクレディテーション)を受けてその結果				ついて」を得た。			
ィテーショ	を公表すること等を義務づけるなどの評価				30.61.61.60			
	認証制度を導入する。併せて、評価認証の結							
ン)制度の	果、法令違反等の実態が明らかになった場合							
導入	には、文部科学大臣により是正措置等を講ず							
(文部科学	ることができることとする。	措置内容の	「 深化・具体化		(文部科学省)			
省)	なお、評価認証機関に対し、学識経験者等	JHEI JHVV			14年度中に、大学に対する第三者による継続			
	によって策定された評価のガイドラインに				的な評価認証(アクレディテーション)制度の			
	従って適切に評価を行うことが可能かどう				導入促進を図ることとした。なお、社会の二-			
	かについて、文部科学大臣が認定を行なうも				ズを反映した客観性の高い評価認証制度を構			
	のであり、不適切な評価認証を行ったような							
	場合には、当該認定を取り消す。また、互い				築するため、民間研究者、外国人研究者、企業			
	に質の高い評価認証サービスを提供するこ				関係者などを幅広く評価者に含める。また、国			
	とを競い合う環境を整えるため、株式会社も				立大学の法人化後の大学運営について、複数の			
	含め設立できることとし、特定の機関の独占				民間機関等により評価を実施する。			
	としない。さらに、工学教育や医学教育など				中間とりまとめ (第4章3.(2)3))			
	の専門分野別、高度専門職業人養成や通信制				骨太2002(第2部2(1))			
	などの各種テーマ別の評価認証についても、				13774-00 (No - Mr - (1))			
	その普及、支援を図る。							

ウ研究開発等

			実施予定時	期		糖 炸 3が辖恒(改定)			
事項名	措置内容	平成1	4年度	平成15年度	前倒し内容等	ᢖ	施强期		
		上半期	下半期	十八八八十支		13年度	14 年度	15年度	
国立試験研	b 産学官の間での研究者の流動性を	策定			(経済産業省)	一部措置	検討		
究機関等の	高めるため、科学技術基本計画における				独立行政法人産業技術総合研究所において	済	(結論)		
研究者の流	任期制や公募制の活用等の検討を踏ま				は、中期計画に基づき研究者の流動性を高める				
動性向上	え、国立試験研究機関等がそれぞれ研究				べく、任期付任用制度を積極的に活用している				
(内閣府、総務	人材流動化促進計画を策定すること等				ところ。それに加え、平成14年度上半期中に研				
省、文部科学	を検討する。				究人材流動化促進計画を策定する。				
省、厚生労働									
省、農林水産									
省、経済産業									
省、国土交通									
省、環境省)									
マッチング	大学や産業界の産学官連携へのイン	措置			(文部科学省)		措置		
ファンド制	センティブを高め、経済・社会ニーズに				平成14年度予算で措置済み。				
度の創設	対応した研究開発を推進する観点から、								
(文部科学省)	企業が大学に出す資金に併せて国が資								
	金を出すマッチングファンド方式によ								
	る共同研究プログラムを創設する。								

			実施予定時	期		焼煙3が 電値(改定)			
事項名	措置内容	平成1	4年度	平成15年度	前倒し内容等	美	施强期		
		上半期	下半期	一十成13年長		13年度	14年度	15年度	
大学発事業	大学の研究成果を活用して、企業とT	措置			(経済産業省)		措置		
創出実用化	L O等が連携して行う大学の研究成果				マッチングファンド方式については、平成14				
研究開発の	の事業化可能性探索のための実証化研				年度予算により創設済み。現在、同方式のもと				
推進	究・開発について、企業側が研究資金等				で実証化研究・開発についての追加公募を行っ				
(経済産業省)	を拠出し、事業化計画を作成することを				ており、9月上旬に採択・措置予定(1次公募				
	要件として、TLO等に対し、必要な経				分については既に採択・措置済み。)。				
	費の一部を助成する仕組み(いわゆるマ								
	ッチングファンド方式)を創設する。								
大学と企業の	産学官連携を推進する観点から、大学	措置			(農林水産省)		措置		
実務者等によ	と企業の研究の第一線のリーダーや実				大学、企業、公的研究機関等に対し、農林水				
る交流の推進	務者を中心にシーズとニーズの情報交				産研究開発に関する情報交換等のための講演				
(内閣府、総務	換や対話・交流等の場を構築する。				会を本年度においても年間を通して実施。				
省、文部科学					(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、				
省、厚生労働					農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省)				
省、農林水産					第1回産学官連携推進サミットの成果を踏				
省、経済産業					まえ、6月15、16日に実務者レベルの産学官連				
省、国土交通					携推進会議を開催。				
省、環境省)									